

電子取引の展開と日本の立法政策

永田真三郎

RCSS

文部科学省私立大学学術フロンティア推進拠点
関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター

Research Center of Socionetwork Strategies,
The Institute of Economic and Political Studies,
Kansai University
Suita, Osaka 564-8680 Japan
URL : <http://www.rcss.kansai-u.ac.jp/>
<http://www.socionetwork.jp/>
<http://www.policygrid.jp/>
e-mail : keiseiken@jm.kansai-u.ac.jp
tel. 06-6368-1177
fax. 06-6330-3304

電子取引の展開と日本の立法政策

永田真三郎

RCSS

文部科学省私立大学学術フロンティア推進拠点
関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター

Research Center of Socionetwork Strategies,
The Institute of Economic and Political Studies,
Kansai University
Suita, Osaka 564-8680 Japan
URL : <http://www.rcss.kansai-u.ac.jp/>
<http://www.socionetwork.jp/>
<http://www.policygrid.jp/>
e-mail : keiseiken@jm.kansai-u.ac.jp
tel. 06-6368-1177
fax. 06-6330-3304

電子取引の展開と日本の立法政策

永田 眞三郎¹

<要旨>

電子取引の私法上の問題点については、日本では、契約の成立についての、それもごく部分的な、立法による対処にとどまっている。その背景には、既存の法規定の存在ないしその解釈にこだわり、立法による根本的な解決については極端にこれを躊躇する傾向、当事者の合意（特約）に過度に依存しようとする傾向、これら日本固有の法的風土がみられる。電子取引の進展にともなう新しい種々の課題に対して、その領域全体を見据えた、包括的なルール作りが必要となっている。その立法政策の基本的視点を提供する。

キーワード：電子取引、立法政策、比較法

1. 法適用および法改正についての日本的状況

1-1 使用者責任の規定内容と適用

電子取引の展開と立法政策について論じる前に、法適用と法改正についての日本的状況について、使用者責任の規定を例にドイツの場合と対比しながら、示すこととする。

使用者（会社など）は、被用者（従業員など）が、その事業の執行について、故意・過

¹関西大学法学部教授・関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター研究員

失によって第三者に損害を生じさせた場合（不法行為）には、その第三者に対して損害賠償責任を負う（民法715条1項本文）。この規定の本文に続き、同項但書では、使用者が被用者の選任およびその事業の監督につき相当の注意をしていたとき、または、相当の注意をしていたとしても損害が発生したであろうと判断できるときは、使用者は責任を負わない、と規定されている。

しかし、たとえば、会社の従業員が自動車で得意先まわりをしていた際に、交差点で接触事故を起こし、第三者に重傷を負わせ500万円の損害が発生させたというような事故の場合、会社側の弁護士は、ほとんどの場合、その第三者にも過失があったことを証明して賠償額の減額に努めることはあっても、この民法715条1項但書に依拠して、その従業員にその仕事をさせたことに過失がないこと、あるいは、就業中の自動車の運転については徹底した社内教育をしていたことなどを立証して、その責任を免れようとしたりはしない。それはなぜか。この但書の規定は、実務上（学説においても）形骸化され、真実はなんであれ、この規定による使用者免責の判決などまったく期待できないからである。極端に言えば、民法715条1項但書は、いつのまにか死文化しているのである。

1-2 ドイツにおける法的な対応

ドイツ民法典にも、日本民法とほぼ同様の規定（BGB831条）があった。しかし、ドイツの裁判所は、使用者が選任・監督義務を果たしておれば使用者責任を負わないとする内容のこの但書の規定を、文言どおり忠実に適用し続けてきた。その結果、リクルートのプロセス、あるいはセキュリティの体制やコンプライアンスの教育の仕組みがしっかりしている大規模企業であればあるほど、概して、この但書に依拠した免責の立証により損害賠償義務を負わないで済むというのが実際の状況であった。

このような問題状況のなかで、ドイツでは、1970年の後半から始まったドイツ債務法の改正作業において、この使用者責任の免責規定の問題性が正面から取り上げられ（改正意見書・1980年）、大規模企業であればあるほど、損害賠償義務を負わないで済むという疑念ある現実を、この免責規定の改正により克服することになった。

1-3 法適用および法改正についての日本的状況

ここにとりあげた使用者責任の免責規定に関する例は、法適用および法改正についての極めて日本的な法状況を示すものであるとあっていい。日本でもドイツでも、同様に、現

在の法状況としては、使用者責任における使用者の免責を認めないという選択をしているのである。いずれも、事業執行の範囲の加害行為により第三者に生じた損害については、厳格な過失原理（culpa-prinzip）から脱して、本来、企業活動として負うべきリスクであるととらえる、という考え方を基盤とするものである。

しかし、ここには、前述のとおり、法適用および法改正についての決定的な対応の違いがみられる。ドイツ法では、免責規定があるかぎりそれを適用し、それに決定的に不都合が生ずれば、それを廃するという選択をし、法改正という方法で、この問題に対応してきた。これに対して、日本法では、厳然と715条1項但書に使用者の免責規定があるにもかかわらず、判例において、その立証を封ずるといふことの積み重ねで、この免責規定を適用しないという綿密な解釈論あるいは法律構成を何ら示すことなく、公然とこの規定の存在を無視するという手法で、この問題を処理（糊塗）してきたのである。

このように、一方で、裁判所によって、しかも、綿密な法律構成を示したうえで、司法による法の修正を宣言するでもなく、もう一方で、立法においても民法を改正するでもなく、法律の明文規定の存在を無視するような結果がもたらされるのは、利息制限法第1条2項（任意に支払った超過利息返還請求権の喪失）など、他にも珍しいことではない。

1-4 電子取引の展開と法的整備の要請

インターネットの広範な普及を主な契機として、電子取引（e-commerce＝電子商取引）が、国内的にも国際的にも、また、事業者間取引（B to B）でも、事業者・消費者間（B to C）取引でも大きく進展し、さらには、インターネット・オークションなどの消費者間取引（C to C）にまで拡がりを見せ、その取引法上の法的整備が強く求められてきている。2000年7月、政府に情報通信技術戦略本部（IT戦略本部）・IT戦略会議が設置され、同年11月には、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が制定された。これを受けて、IT戦略本部では、翌年3月「e-JAPAN重点計画」を打ち出し、そのなかでは、電子取引における法的ルールの整備を進めることが明確な国家戦略として位置づけられることになった。

しかし、その「e-JAPAN重点計画」が公表されてから3年を経過した現在、そのような基本的な法的整備は期待されるほどには進んでいないし、諸外国の法的整備の状況と比較するとほとんど着手されていない、ともいえる状況にある。これは、上述した法適用および法改正についての特殊日本的状況が、ここにも反映していると考えられる。

2. 電子取引の展開に対する日本の法的対応

2-1 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の制定

「e-JAPAN重点計画」のなかに掲げられた電子取引における法的ルールの整備の一環として、2001年、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（本稿では、以下「特例法」という）が制定された（同年12月25日施行）。この法律は、つぎに述べるように、民法の二つの条文を、電子取引に係る契約の場合について、修正するものである。

その一つは、契約の成立時期についての民法526条の修正である。同条によると、申込みと承諾による隔地者間の契約では、承諾の通知を「発信」したとき（たとえば、発注書を郵便ポストに投函したとき）契約は成立する旨を規定している（発信主義という）。これは、意思表示の効力の発生時期は「到達」したとき（たとえば、相手方の郵便受けに配達されたとき）であると規定する民法の原則（97条・到達主義）の例外規定であり、迅速な商取引の実現に重きをおいたものとされている。これに対して、この「特例法」第4条は、インターネットを利用した承諾の通知（電子承諾通知）については、526条は適用せず、「到達」したとき（相手方のメールサーバーに到達しアクセス可能となったとき）に効力は生じ（到達主義という）、すなわち契約は成立するとするものである。

民法526条の発信主義の採用については、電子取引の場合だけでなく取引一般において、従来からその不都合が指摘され、国際取引法においても、また各国の取引法においても、現在では、承諾についても到達主義を採ることで一貫するのがほとんどである。しかし、思いきって疑念の多い民法の規定自体の改正を行わず、この特例法によって、電子取引の場合についてのみ到達主義とする、部分的な修正を行ったのである。

もう一つは、契約等の意思表示における錯誤無効の主張に関する民法95条の修正である。同条によると、法律行為の要素に錯誤あるときには、その契約は無効となる（本文）とする一方、その錯誤について表意者に重大な過失があるときは、表意者は無効の主張ができない（但書）としている。これに対して、この「特例法」第3条は、事業者・消費者間（B to C）の契約に限定して、消費者が、インターネット等を介して、意図しない申込行為をしたり意図とは異なる内容の申込行為をした場合には、95条但書の適用がない、すなわち、消費者に重過失があっても錯誤無効の主張ができるとするものである。なお、

この場合であっても、事業者側が消費者に対して「意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置」（たとえば、銀行のATMの「確認ボタン」の設定）を講じている場合には、重過失があっても錯誤無効の主張ができるとする、この例外則は適用されない。

2-2 「e-JAPAN重点計画」による法的整備の現在

電子取引の法的ルールの整備を明確な国家戦略とした、2001年3月の「e-JAPAN重点計画」のこれまでの最大の成果は、なんと、この「特例法」だけであるといっている。この「特例法」のほかに、電子取引に関する契約法上の問題に係る立法としては、いずれも2001年4月1日施行された、「電子署名及び認証業務に関する法律」および「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「IT書面一括法」）がある。さらに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）が制定され、2002年5月から施行されている。しかし、電子取引に係る問題全般をカバーするルールづくりとその立法化となると、現段階では、その進展はみられない。

3. 電子取引に係る立法的な整備の各国の状況

3-1 国連商取引法委員会の電子取引モデル法と各国によるその導入

国連商取引法委員会（UNCITRAL）は、1996年、UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce（UNCITRAL電子取引モデル法）を採択し、立法ガイドを付して公表した（1998年条文の付加、2000年3月改正）。これは、データメッセージによる契約の成立、有効性、受信確認等の電子取引の取引法的な基幹部分および証拠力等についての規定を、17カ条にわたるモデル法として提供するものである。

このUNCITRAL電子取引モデル法に則って、1998年には、シンガポールで電子取引法が制定されている（同年7月1日施行）。また、韓国においても、1999年、基幹部分については、このモデル法を軸としつつ、総則、電子メッセージ、電子取引の安全、電子取引の推進、消費者保護などの章立てで、政策目標や政治課題のプログラム規定も含む電子取引基本法を制定している（同年7月1日施行）。

3-2 電子取引に関するEU指令と加盟国の国内法整備

ヨーロッパ共同体（EU）では、これを構成する諸国間において、電子取引の法的ルールの違いを調整しないままであると、電子取引市場においてアメリカとの競争に対抗できないと考えられ、その法的整備の検討が異例のスピードで進められた。2000年6月8日、「EU域内の電子取引に関するある法的側面に関する指令」（本稿では、以下「EU指令」という）が正式採択され、同年7月17日、EU官報に公示されて発効した。この「EU指令」は、基本原則として、開業の自由と情報提供義務、電子的な手段による契約の締結、プロバイダー責任等を基本的な内容とするものであり、24カ条にわたる立法の基本的指針を規定している。そして、その第22条では、EU加盟各国に対して、2002年1月17日までにこの「EU指令」の内容を国内法化することを義務づけている。

これを受けて、加盟各国は国内法化の作業を進めてきたが、各国とも期限までの2年半でこれを完了することは難しい状況にあり、期限を厳守できたのはルクセンブルグ、ドイツ、オーストリアの3国だけであった。ドイツでは、今般、民法典（BGB）の債務法改正が行われた（2002年1月1日施行）が、その改正は、それまで特別法であった約款規制法、訪問販売法、通信販売法などを債務法のなかに取り込むという大規模なものであった。電子取引についても、このBGB債務法改正のなかに取り込むという形で、「EU指令」の国内法化を果たしたのである。なお、「EU指令」の規定のうち、私法上の効果に係るBGBの改正では納まらない部分もあり、その部分については、1997年に制定された「情報通信サービス法」の改正という形で、国内法化を果たしている。

「EU指令」の国内法化の期限を経過した後、2002年7月、イギリスで、「電子取引規則」が制定され施行され、同月に、スペインでも「情報社会のサービス及び電子取引に関する法律」が制定され施行されるに至っている。

もっとも、フランスでは、電気通信事業に関する法制におけるテレマティク高等評議会の権限をめぐる憲法院による違憲の判断が出されるなどの事情があって、電子取引法制に係る「EU指令」の国内法化の作業が遅れている、と伝えられている。

3-3 アメリカの統一電子取引法（UETA）

アメリカでは、統一州法委員会全米会議によって、1999年7月29日、統一電子取引法（Uniform Electronic Transactions ACT=UETA）が統一州法として承認された。この法律は、種々の局面で求められる書面要件が電子記録でも充足されるとする方式要件、電子記録の証拠能力、電子代理人、認証手続、意に反してクリックした場合の取消権など、

電子取引全般について規定するものである。この法律と同時に、ソフトウェア及びデータのライセンスに関する取引を適用対象とする統一コンピュータ情報取引法（Uniform Computer Information Transactions ACT=UCITA）が制定され、また、電子署名については、2000年6月16日、連邦法として、グローバルおよび国内商取引における電子署名法が制定されており、アメリカでも、電子取引にかかる最初の包括的な法的整備は完了している。

4. 電子取引の展開と日本の立法政策の課題

4-1 日本における電子取引法についての検討状況

電子取引についての各国の取引法上の法整備は、以上概観したように、着々と進展しており、フランスを除く主だった国では、その第一段階はほぼ完了しているといえる。これに対して、皮肉な言い方をすれば、最初に紹介した「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」の2カ条のみが、日本の電子取引法の現在である。

しかし、日本における全般的な電子取引法を構想することについて、これまで検討がなされてこなかったわけではない。法務省は、1996年7月、民事局長の私的な研究会として、「電子取引法制に関する研究会」を立ち上げ、そのなかに電子取引の実体法上の問題を検討する実体法小委員会が置かれた。1999年12月にその報告書がまとめられ、2000年初めに公表されている。この報告書では、電子取引について、その契約の成立要件、契約の有効要件、民事責任、国際私法上の問題、電子マネーおよび有価証券の電子化等の問題が取り上げられ整理されている。また、通産省（現・経済産業省）は、1999年2月、電子商取引の環境整備に関する勉強会を設け、同年7月には、「電子商取引の環境整備の一環としての法的課題の検討について」を公表している。これもまた、電子的契約の有効性、契約の成立時期、電子取引における錯誤、詐欺、強迫、無権限取引等の問題を扱うものである。これらの研究は、いずれも、国連やEUあるいはOECDのルール作り、あるいは各国の法整備の状況について分析をなされ、周到に進められてきた。

日本においても、このように、電子取引についての多くの検討成果がありながら、電子取引についての包括的な立法による法整備が進まないのは、なぜか。それは、第一に、電子取引に限らず、契約法を中心とする民法全般にわたる、融通無碍な日本的な「法適用」の風土が挙げられる。第二に、基本的な法律の規定を改正することへ極度の抵抗感がもつ

「立法」姿勢という、風土が考えられる。第三に、これらとあいまって、当事者の合意による解決に過度に依存するという、風土がある。

4-2 法解釈における文言の扱いの軽さ

法規定（条文）というものは、法律要件（ならば～）と法律効果（なるべし～）の二つの要素から成る。その法律効果を賦与して解決しようとしている様々な状況を想定して、その状況を過不足なく包含するような文言を探し出して、それによって法律要件が構成される。したがって、法規定は、当然のことながら、抽象的、一般的な表現形式をとる。

時を経て、その規定の立法者が想定しなかったような状況は、いくらでも生じる。しかし、多くの場合は、まさに、その法規定の表現の抽象性によって、快刀乱麻これらの新しい状況をそこに飲み込んで問題を解決していくことになる。それが、法適用における法解釈というプロセスである。しかし、その法解釈にはもちろん一定のルールがあり、その規定の法律要件にとうてい包摂しえないような状況に直面した場合、法解釈という作業は限界を迎えるはずである。ところが、本稿の冒頭の使用者責任の規定の例で示したように、日本には、法適用のプロセスで条文の文言から乖離した解釈をすることへの抵抗感が極端に乏しい、という風土がある。

日本の言語文化一般にいえることかどうかは専門の領域を越えるので如何ともいえないが、日本の法解釈においては、法の規定の文言、ことばの意味の尊厳はおそろしく軽んじられる。ドイツの郊外電車などで、「わが社の旅客運送約款では、あなたを運送することは約束しているが、座って運送することまでは約束していない。だから、この席はこれをあなたよりも必要とする者のためにあけておけ」という趣旨の掲示をよくみかける。善意の席とかシルバーシートなどではないのである。はっきりしている。妊婦がいたら、元気な者はそこには座ってはならないのである。そこでは、言語は、その意味と確りと結合して、明確なメッセージとなる。

日本では、法解釈における規定の文言の意味がきわめて軽い。だから、新しい状況が出現し、これまでの規定の解釈という作業では処理できないところまできていても、解釈の限界を越えているという問題状況に対する自覚に乏しいことが多い。国民の代表による国会で制定された法規定が、法律家という大人の仲間うちにしか理解できない日本固有の手法で、国民の代表による改正手続きが履踐されることなしに、こともなげに、修正され、ときには死文化させられる。このことによって、立法による根本的な解決という選択は、

おそろしく遅れることになるのである。

4-3 立法による解決に対する極度の躊躇

日本には、法改正をとんでもなく大仰なことを考え、さき延ばしにして、現実と法規定との間に極端な乖離が生じていることに無頓着である、という風土がある。

もちろん、法的安定性（法的結論の揺れの回避）を考えると、やたらと新しい立法をしてことに臨むことは望ましいことではない。しかし、日本の状況は、そのよう立法の謙抑という哲学がみられるわけではなく、新しい状況に直面したときの立法者では、たいていの場合、「現行法で対応できないか」「現行法の解釈で対応できないか」という、合い言葉の合唱になる。そしてまた、たいていの場合、そこから現行法で対応することへの突き詰めた検討が迅速に行われるわけではなく、その合言葉は、往々にして、問題の安易な先送りという結果をもたらすことになる。

たとえば、製造物責任法（PL法）の制定の経過は、日本における立法による問題への極度の躊躇を示す典型例といえよう。製品による加害の場合のメーカーの過失を客観化し因果関係などについての被害者の立証負担を軽減することを基本的な内容とする製造物責任の法理は、1963年のアメリカのカリフォルニア州の最高裁判決を契機とする。1965年、不法行為法の判例法を条文の形で再記する作業（リステイトメント）のなかでこの製造物責任の法理が採用され、それが、最初の製造物責任法であるといわれる。ヨーロッパでは、1985年に製造物責任に関するEC閣僚指令が出され、それを受けて、イギリスでは1987年に、ドイツでも1989年に製造物責任法が制定され、その他の加盟各国もそれぞれ製造物責任法の法整備をしたのである。中国でも、1993年7月、製造物責任に関する基本的条項を含む「製品品質法」が施行されている。日本では、1990年代になって立法準備が始まり、1995年7月になって、ようやく施行されるに至ったのである。このように日本の立法の遅れは著しいが、製造物責任法の研究ということからみれば、国内でも、1972年に、我妻栄教授を座長とする製造物責任研究会が発足し、1975年には、同研究会の成果として「製造物責任法要綱試案」が公表されている。これは、EC閣僚指令が出されるより10年も以前のことである。この立法試案の作成を初めとして各方面で製造物責任の検討作業は進んでいた。しかし、ここでもまた、立法の側は、「現行法で対応できないか」という合言葉のもとに、製造物責任法をもたないのは先進国では日本だけだという状況になるまで、立法のタイミングを失ってきたのである。

4-4 当事者の合意（特約）への依存

立法的な解決が遅れるもう一つの背景としては、法的解決について、当事者の合意に過度に依存する傾向が挙げられる。「現行法で対応できないか」と同じように、法規定の矛盾や窮屈さに対して、「企業では、契約約款の条項で別に定めること（特約）によって解決するから慌てて法改正をするまでもない」という考え方が示されることが少なくない。もちろん、なにもかも法の規定によるいわばハードな法的解決によるべきものではなく、問題によっては、当事者の合意によるソフトな法的解決あるいは事業者団体などが作成したモデル法に準拠した個別的な解決が望ましい場合も少なくない。しかし、当事者の合意（特約）による解決については、当事者の力関係に影響されたものになりがちであるというそれに対する批判はさておき、これが機能するのは、問題が発生する前に特約が設定される関係的な当事者であることが前提となる。したがって、電子取引についていえば、事業者・消費者間取引（B to C）や、ましてや消費者間（C to C）では、特約によるルールづくりなどは、歪な形でしか成り立たず、およそ期待できない話である。また、事業者間取引（B to B）であっても、Web上でおこなわれる競争的な部品調達などの拡がりを見ると、ここでも特約による問題解決に依存することは難しくなる。電子取引というプロセスは、「だれでも、どこでも、いつでも可能とされるアクセス」から始まる。電子取引の進展には、当事者の合意（特約）に依存するのではなく、だれに対しても、どこでも通用する法的ルールが整備されているということが、不可欠の前提となる。

経済産業省は、主として事業者・消費者間取引（B to C）を想定した「電子商取引等に関する準則」（2002年、翌年改正）というタイトルの大部な（129頁にも及ぶ）電子取引に係る法的ガイドラインを公表している。それは、確かに、現状では、現実的な措置ではあるといえるが、このような「現行法でこのように対応できる」というガイドラインを提示するのではなく、包括的な電子取引法の立法に取り組むことが必要である。

4-5 電子取引法の包括的な立法の必要性

このように、日本では、新しい法的課題に直面しても、総じて立法的な解決を避け、現行法の運用で対応する、という状況にある。次々に生起する新しい問題の処理に困り、切羽詰まったところで、ようやく、その当面の問題にのみ限定した、部分的な法改正ないし立法が行われる。その法領域全体から俯瞰すれば、ここに、法のパッチワーク（あるいは

モザイク)が始まるのである。2001年に施行された、前述の「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」は、まさに電子取引法という領域での、日本的パッチワークの最初の一枚の布切れなのである。

今まさに、これまで取引上のコミュニケーションの大半を可視的な紙に書かれた文字を媒介としてきたことから、電子的な記録を通信メディアにより伝達し保存するという、法の世界にとっても決定的な転換が始まっているのである。前述した諸外国の法整備の状況をみればわかるように、局所的な法解釈による現行法の運用で、的確に対処できる問題ではない。安易な対症療法ではなく、電子取引の全体像をイメージし、それに関わる法的問題を整理し、包括的な法的ルールの体系を構築することが、必要なのである。

参考文献 (著者ABC順)

- [1] アーレンス、ハンス・ユルゲン：中田邦博訳「電子商取引（インターネット取引）に関するEC指令（上）（下）」『NBL』第715号，26 - 32頁（2001年6月15日号）、第719号，65 - 70頁（2001年8月15日号）
- [2] 池田真朗「電子債権論序説」『NBL』第790号，35 - 43頁（2004年8月1日号）
- [3] 國生一彦「電子取引法制整備への各国の取組み（上）（中）（下）」『NBL』第697号，33 - 42頁（2000年9月15日号）、第698号，43 - 50頁（2000年10月1日号）、第699号，52 - 58頁（2000年10月15日号）
- [4] 河野太志「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の概要」『NBL』第718号，28 - 32頁（2001年8月1日号）
- [5] 窪田充見「ドイツ債権法改正と電子商取引・電子商取引指令のドイツ国内法化」『NBL』第762号，16 - 25頁（2003年6月1日号）
- [6] 久米孝「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（IT書面一括法）の概要」『NBL』第711号，14 - 17頁（2001年4月15日号）
- [7] 松本恒雄「インターネット取引と消費者保護」『法とコンピュータ』第22号，45 - 52頁（2004年7月）
- [8] 夏井高人「EU電子商取引指令と加盟各国の法制化の動向」『法律のひろば』第56巻6号，61 - 62頁（2003年5月）

- [9] 日弁連法務研究財団編『論点教材・電子商取引の法的課題』商事法務（2004年1月）
- [10] 信森毅博「米国統一電子取引法（UETA）の概要（上）（下）」『NBL』第706号，22 - 29頁（2001年2月1日号）、第709号，44 - 57頁（2001年3月15日号）
- [11] 曾野裕夫「電子取引の法的基盤整備－アメリカにおける取組み」『ジュリスト』第1183号，144 - 151頁（2000年8月1 - 15日号）
- [12] 鶴藤倫道「ドイツ債権法改正と電子商取引・ドイツ法における事業者・消費者間電子商取引への撤回権の導入」『NBL』第762号，33 - 40頁（2003年6月1日号）
- [13] 弥永真生「電子取引とEU諸国の取組み」『ジュリスト』第1183号，136 - 143頁（2000年8月1 - 15日号）
- [14] 米丸恒治「EU情報社会サービス基盤法制とその課題」『立命館法学』第276号，21 - 47頁（2002年4月）